

最高裁判所裁判官国民審査公報

令和3年10月31日
執行



最高裁判所判事
はやし みちはる
昭和三十三年八月三十一日生

略歴

東京都生まれ、同所で過ごす。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、高等学校を経て、東京大学法学部を卒業

昭和五五年 四月 司法修習生

五七年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁判事局、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌地裁に勤務

平成 四年 四月 判事任官 以後、東京地裁、最高裁判事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事（部総括）、司法研修所教官、同事務局局長を務める。

二一年 八月 最高裁判事局長兼行政局長

二二年 七月 同総局長

二五年 三月 静岡地裁所長

二六年 九月 東京高裁判事（部総括）

同 一年 一月 最高裁首席調査官

三〇年 一月 東京高裁長官

令和 元年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和二年三月二十四日 第三小法廷決定
文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けて了る当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。

二 令和二年一月一日 大法廷判決
令和元年七月二一日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四一条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四一条一項等に違反するに至つていない（多数意見）。

三 令和二年一月二五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。

四 令和二年二月二二日 第三小法廷決定
（いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定に審理不届の違法がある（多数意見、裁判長）。

五 令和三年七月三〇日 第三小法廷判決
違法取集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤つた違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後にも予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合つていきたいと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしております。いまだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとつても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。



最高裁判所判事
おか むら かずみ
昭和三十三年二月二三日生

略歴

東京都生まれ。荒川区立尾久宮前小学校・尾久八幡中学校、都立白鷗高校、早稲田大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修士課程修了。

昭和五六年 四月 司法修習生

五八年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

平成 元年 三月 米国ニューヨーク州弁護士登録

一二年 五月 検事に任命。その後、法務省刑事局国際課長、法務省大臣官房参事官、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際・情報総括官、最高検察庁検事などを務める。

二六年 七月 法務省人権擁護局長

二八年 八月 消費者庁長官

令和 元年一〇月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和二年一〇月二三日 第二小法廷判決
参議院（比例代表選出）議員の選挙について、いわゆる特定枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三一条一項等に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）。

二 令和二年一月一日 大法廷判決
令和元年七月施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定は憲法一四一条一項等に違反するに至つていない（多数意見）。

三 令和二年一月二五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。

四 令和三年二月一日 第二小法廷決定
電磁的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪に関する条約の締結国に所在し、同記録を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査共助によることなく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行うことは許されるとした（全員一致）。

五 令和三年二月二四日 大法廷判決
市長が都市公園内の国有地上に孔子等を祀つた施設を所有する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は、憲法二〇三条三項の禁止する宗教的活動に該当する（多数意見）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定
夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称するとする民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項と定めた戸籍法七四一条一号の各規定は憲法二四一条に違反して無効であるとはいえないとし、夫婦の氏に関する法制度については、国会において、国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待する（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事として、日々、重大な責任を感じております。価値観が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増え、また、社会の複雑化・科学技術の進展等にもない、新しい法的問題も生じています。このような課題について、行政機関での執務等これまでの経験も生かし、事案を多角的にとらえて論点を深く検討することを心がけて、より妥当な判断に至りたいと考えております。これからも、公正な裁判のために、努力を続けてまいります。



最高裁判所判事
みやうら まもる
昭和三十一年一〇月二三日生

略歴

兵庫県神戸市に生まれ、東京都大田区、小平市で過ごす。麻布高等学校、東京大学法学部を卒業。

昭和五七年 四月 検事に任命。

以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検、長野地検上田支部等に勤務するほか、法務省刑事局刑事法課長、法務省大臣官房参事官等を務める。

平成二一年 七月 那覇地検検事正 その後、最高検検事

二二年 二月 法務省矯正局長

二五年 一月 最高検監察指導部長 その後、同公判部長

二七年 二月 札幌高検検事長

二九年 四月 大阪高検検事長

三〇年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和元年九月二三日 第二小法廷判決
諫早湾における潮受堤防の排水門の開放を命じた確定判決に対する国の請求異議について、前訴時の共同漁業権に係る請求権の消滅のみでは異議事由にならないとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致）。

二 令和二年二月二八日 第二小法廷判決
トラック運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により第三者に損害を加え、これを賠償した事案において、相当と認められる額について、会社に対して求償することができるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、補足意見付加）。

三 令和二年一月一日 大法廷判決
最大較差三・〇倍の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定について、合憲状態・合憲とした多数意見に対し、投票価値の不均衡は違憲状態にあつたとする意見を付した。

四 令和三年二月二四日 大法廷判決
市が管理する都市公園内に孔子等を祀つた施設を所有する法人に対し、その敷地の使用料を全額免除した市長の行為は、憲法二〇三条三項に違反する（多数意見）。

五 令和三年四月二六日 第二小法廷判決
集団予防接種等によつてB型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性肝炎の鎮静化後の再発による損害について、その再発の時期が除斥期間の起算点になるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、裁判長、補足意見付加）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定
夫婦同氏制を採用する民法等の規定を合憲として抗告を棄却した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないことは憲法二四一条に違反するとの意見を付した。

裁判官としての心構え

司法は、国民の主権に由来し、その信頼に支えられるものです。時代とともに、社会の在り方等が変化の中で、様々な問題や困難も生じており、法の支配と個人の権利利益の救済という、司法が担う責任の重さを痛感しています。一つ一つの事件について、誠実に、事実を見定め、公平で公正な判断を目指したいと思っております。そのためには、高い壇の上から見下ろすという姿勢ではなく、それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾けることが、何よりも大切なことと考えています。そして、自らの良心に問いかけながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い洞察を行うことができるように、今後とも研鑽を重ねたいと思っております。



最高裁判所判事
くさの こういち
昭和三十三年三月二日生

略歴

千葉県千葉市生まれ。千葉大附属小・附属中、県立千葉高を経て

昭和五三年 三月 東京大学法学部卒業、四月司法修習生

五五年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

六一年 四月 ハーバード大学修士（L.L.M.）

平成一六年 西村あさひ法律事務所（当時の名称「西村とさわ法律事務所」）代表パートナー

一九年 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

二五年 慶應義塾大学大学院法学研究科教授

二六年 ハーバード大学法科大学院客員教授

三〇年 東京大学博士（法学）

三一年 二月 最高裁判所判事

令和元年九月二三日 第二小法廷判決

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和元年九月二三日 第二小法廷判決
漁業権に基づく潮受堤防排水門の開門請求に対する請求異議を認容した原判決を破棄した多数意見の結論に賛同しつつ大要以下の内容の意見を述べた。（経済的利益を体化した権利（漁業権はこれにあたる）に基づく物権的請求権の行使は、①権利侵害を除去するために要する費用が除去することによって回避できる損害額を上回り、かつ、②請求権者が被った損害（将来被る損害を含む）が全額弁償されている場合には、別段の事由がない限り、権利濫用の法理によって抑止されるべきである。）

二 令和二年二月二八日 第二小法廷判決（裁判長）
運送会社の従業員（トラック運転手）が就労中に起こした交通事故に際して当該従業員が被害者に対して賠償金を支払つた場合にはその金額の全部又は一部を会社に対して求償し得るとする法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付した。（求償権の被請求者が大手労働者であり、請求者が同社専従の従業員である場合、被請求者は支払われた賠償金の大半を負担すべきであり、全額を負担すべき場合もあるであろう。なぜならば、賠償金の支払いを当該従業員の私的負担とすれば同様に著しい不利益が生じるのに対して、多数の運転手を用いて運送事業を営む会社は変動係数の小さい確率分布に従う偶発的財務事象としてこれに合理的に対応することが可能であり、さらに、当該会社の最終的な利益帰属主体である同社の株主は分散投資を行うことによつて自らも負担するリスクを自己の選好に応じて調整することが可能だからである。）

三 令和二年九月一六日 第二小法廷決定（裁判長）
業としてタトゥーの施術を行うことが医師法違反となるか否かが問われた事件において、医師法違反にはならないとする法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付した。（タトゥーの施術が医師行為にあたるという解釈をとればタトゥーの施術を業として行う者は本邦から消失する可能性が高い。しかしながら、健全な動機からタトゥーの施術を求める者も少なくないことを考えると（公共空間におけるタトゥーの露出の可否について議論を深める余地はあるとしても）タトゥーの施術に対する需要そのものを否定すべきいわれはなく、そのような需要が満たされることをない社会を強制的に作り出すような法解釈を行うことは福利の最大化という立法の理念に反している。）

四 その他の主要な裁判
参議院議員の議員定数配分規定の合憲性が問われた令和二年一月一八日大法廷判決及び選択的夫婦別氏制を採用しない現行の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和三年六月二三日大法廷決定において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

法の解釈が異なれば人々の行動が変わり、人々の行動が変われば社会のありようが変わります。司法にはこのような働きがあることを心に刻み、微力ながら、豊かで公正で寛容な社会の形成に資する判決・決定の作成に傾注したいと考えています。



最高裁判所判事
わたなべ えり
昭和三十三年二月二十七日生

略歴

福鳥県生まれ。父の転勤に伴い、福鳥県、宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城第一女子高等学校(当時)を卒業
昭和五八年 三月 東北大学法学部卒業
六一年 四月 司法修習生
六三年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
平成 六年 六月 ワシントン州立大学ロースクール修了(LL.M.)
同年 九月 海外法律事務所勤務
七年一〇月 弁護士登録取消
同 年一〇月 公正取引委員会事務局勤務
一〇年 九月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
一六年 四月 慶應義塾大学法科大学院教授
一九年 四月 内閣府官民競争入札等監理委員会委員
二四年 三月 日本放送協会経営委員・監査委員
令和 元年一〇月 司法試験審査委員(経済法)
二年 九月 国立大学法人お茶の水女子大学監事
三年 七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判所は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公平・妥当な判断を行うことがまず重要であり、同時に、最高裁判所の判断が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担っていると考えます。
これまでの弁護士としての職務、公的活動等での経験及び日々の生活を通じて、価値観が多様化する中で、まず、そして常に、「法」は何かと問われてきており、最後の拠り所としての「法」の重要性が高まってきていると感じてきました。裁判所はこのような期待に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判所として、ひとつひとつの事案において、それぞれの主張とその拠って立つところを丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味するところを大局的に考えながら「法」と向き合っており、当該事案の解決とあるべき法の解釈とに向けて一所懸命に努力していきたいと考えています。
これまで、弁護士としての職責を果たす上では、女性か否かというよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼される仕事をしたいと考えてきました。裁判官となっても司法の一翼を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職責を果したしたいと考えています。しかしながら、やはり最高裁判をはじめとして女性法律家の数が増えること、また、法律家に限らず女性全体に機会が与えられることも重要なことであると考えています。私は、これまで先輩方が切り拓いてくださった道をたどることで現在に至っています。このたび最高裁判所として働く機会を頂くことができ、今度は私が、より若い世代の女性の礎、ささやかですがその一石となるよう励んでいきたいと思っています。



最高裁判所判事
やす なみ りょう すけ
昭和三十三年四月十九日生

略歴

奈良県大和郡山市で生まれ育ち、私立東大寺学園中学校、高等学校を経て、東京大学法学部を卒業
昭和五八年 四月 判事補任官
東京地裁、広島地裁、最高裁判所、同広報課兼秘書課、神戸地裁で勤務
平成 五年 四月 判事任官
神戸地裁判事、東京地裁判事、最高裁判所判事、同人事局課長、東京地裁判事(部総括)、東京高裁事務局局長を務める。
二三年 一月 最高裁人事局長
二六年 九月 静岡地裁所長
二八年 二月 東京高裁判事(部総括)
三〇年 一月 東京地裁所長
同 年二月 大阪高裁所長
令和 三年 七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁判所の重さを常に自覚した上で、様々な分野の一つ一つの事件について、中立公正な立場から、誠実に真正面から向き合っており、判断することだと考えています。その際には虚心坦懐にじっくり記録を読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると思えます。
変化が激しく、価値観が多様化が著しい現代社会においては、判断の難しい事件が飛躍的に増えています。グローバル化が加速する中、国際的な紛争も裁判所に持ち込まれています。そのような時代において、我が国の社会のこれまでの歩みを正確に認識して将来の在り方をしっかりと見定めるとともに、世界の動きについても的確に理解することが重要だと考えています。このように、時間的な広がりや空間的な広がりや座標軸に於いて考えることを絶えず意識しながら、一つ一つの事件について、幅広い視野と柔軟な発想をもって、バランスがとれたよりよい判断ができるよう心掛けていきたいと思っています。
これまで、長年にわたって地裁と高裁で民事裁判を担当してきました。その間、数多くの事件を担当しましたが、どの事件についても当事者の方たちとの議論を十分に尽くし、証拠を丁寧に検討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるようにと色々な工夫を重ねてきました。それと同時に、裁判を担当することへの「畏れ」の気持ちも忘れてはならないと思ってきました。最高裁判所に就任してから日が浅いため、関与した主要な裁判はありません。しかし、下級審において積み重ねてきた経験やその当時の心構えを踏まえ、これからは、最終審を担う一員として、さらに大きな視点に立って物事を考えるように努めたいと思っています。
好きな言葉として「熟議」という言葉があります。この言葉の意味するとおり、最高裁判において、たくさんの知恵を出し合って評議を尽くしてまいりたいと思っています。



最高裁判所判事
なが みね やす まさ
昭和二十九年四月一六日生

略歴

東京都保谷市(現・西東京市)生まれ。東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場中学校、高等学校卒業
昭和五二年 三月 東京大学教養学部教養学科(国際関係論分科)卒業
同年 四月 外務省入省
五五年 七月 英国オックスフォード大学社会科学特別ディプロマ取得
同 年 同月 外務省経済局以降、アジア局、条約局、在米大使館にて勤務
平成 二年 八月 内閣法制局参事官補
四年 三月 内閣法制局参事官
七年 一月 外務省欧亜局西欧第二課長以降、同条約局法規課長、在インド大使館参事官、後に同公使、在英大使館公使として勤務
一四年 九月 外務省北米局参事官以降、国際法局参事官、総合外交政策局参事官として勤務
在サンフランシスコ総領事
一九年 八月 外務省国際法局長
二二年 八月 外務省国際法局長
二四年 九月 駐オランダ特命全権大使
二五年 七月 外務参議官
二八年 七月 駐大韓民国特命全権大使
令和 元年一〇月 駐英国特命全権大使
三年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和三年六月二三日 大法廷決定
民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の名に定める規定が憲法二四条に違反しないと判断した(多数意見)。その上で、夫婦の氏に関する法制度の合理性に関わる事情の変化にかんづいては、これらの規定が同条に違反すると評価されるに至ることもあり得るが、このような法制度については、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによって、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、事の性格にふさわしい解決であるとした(補足意見付加)。
二 令和三年九月七日 第三小法廷判決
被告人が、心神耗弱の状態にあったとした第一審の事実認定に誤りがあるとして、何ら事実取調べをせず完全責任能力を認めて自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした(全員一致、裁判長)。

裁判官としての心構え

一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情などを把握し、法律の適用に誤りがないように努め、もって、適切な判断に至ることができるよう精励したいと考えています。これまでの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的側面を有する事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共に、諸外国に共通な課題である高齢化、価値の多様化、デジタル化、グローバル化など社会に及ぼす影響と司法による問題解決の在り方といった今日的な課題の検討にも力を注ぎ、今後とも努力していきたいと思っています。



衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日は 10月31日(日)

安心して投票していただけるよう投票所の新型コロナウイルス感染予防対策を実施しております。投票には、備え付けの鉛筆のほかに、ご持参いただいた筆記用具も使用できます。